

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

氏名 株式会社京業興業
代表取締役 鈴木 宏和

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 令和 2年11月30日

許可の有効年月日 令和 9年11月29日

写

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(以上15種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（脱水後のもの及び薬注固化処理後のものに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん

(以上6種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都江東区新砂三丁目1-1番7号及び地先水面

3 許可の条件

(1) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

(4) はしけによる保管については、事前計画書に記載した方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

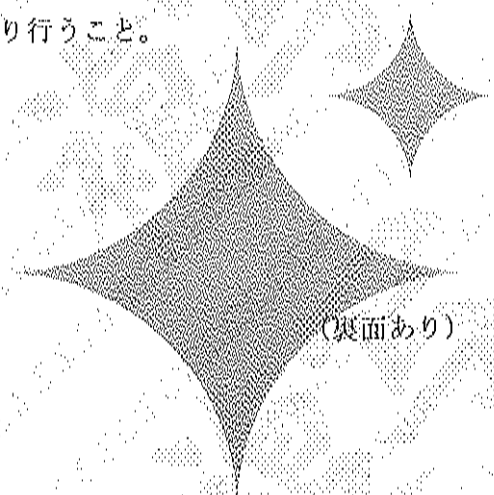
平成 3年 11月 30日 新規許可

令和 2年 11月 30日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



産業廃棄物エキスパート

都認定番号:6-22-B0030



東京都

(裏面)

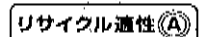
許可番号 第13-10-005618号

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都江東区新砂三丁目1-1番7号及び地先水面
積替え保管面積：8,294㎡（占用する水域3,249㎡を含む。）

産業廃棄物の種類	保管量
燃え殻、汚泥（脱水後のもの及び薬注固化処理後のものに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん	はしけ（自航式を除く。）6隻：2,989㎡
保管量合計	：2,989㎡

(以下余白)



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。